

## ③(2). 妊娠中の当直緩和の内容

1	当直回数の軽減	14	宿直を免除して、日直のみとする等
2	免除	15	回数や曜日など本人の希望を全面的に反映して対応する。
3	二次救急日を外す	16	当直回数の緩和など希望により対応
4	医師の指示による	17	医師の希望により決定
5	免除、回数減など	18	深夜労働をさせない
6	回数の減少	19	当直なし
7	当直回数の軽減	20	当直回数の緩和
8	当直は原則非常勤が担当(常勤は希望者のみ担当)	21	回数減少
9	本人の希望に応じます	22	本人から妊娠の申告があった時点で当直を免除
10	回数の制限、 当直帯を統一する、 希望日のみの当直	23	回数の減少
11	回数制限や勤務時間調整など	24	当直、夜間勤務をしなくてもよい
12	日当直回数削減	25	当直回数減
13	体調に合わせ応相談		

## ③(4). 育児中の当直緩和の内容

1	当直回数の軽減	15	本人の希望があれば免除
2	申出により宿直免除	16	当直回数の緩和など希望により対応
3	所属長と本人との相談の上	17	医師の希望により決定
4	超勤の制限、免除	18	深夜労働をさせない
5	回数の減少	19	時短勤務
6	当直回数の軽減	20	回数の緩和
7	当直は原則非常勤が担当(常勤は希望者のみ担当)	21	回数減少
8	本人の希望に応じます	22	日直のみで当直業務は免除
9	回数の制限、 当直帯を統一する、 希望日のみの当直	23	本人と要相談
10	回数制限や勤務時間調整など	24	回数の減少
11	当直回数の緩和	25	当直、夜間勤務をしなくても良い
12	本人の環境に合わせ応相談	26	当直回数減
13	宿直を免除して、日直のみとする等	27	申請により深夜の勤務を免除する
14	本人の希望を踏まえ検討する。		